

與余之世家而附之、庶幾齊家治國、本枝百世之、永傳無窮也、

寬永十八年辛巳某月某日

從四位下右近衛少將兼陸奥守藤原朝臣忠宗序

〔鳩巢小説下〕一脇坂淡路守殿、只今ヨリハ二代モ前ノ人ニテ候、略中此淡路守殿歌人ノ聞ヘ有之

候、寬永年中日光ヘ系圖獻上ノ時分、其身ノ親父ヨリ主マデ二代計リ書申サレ、末ニ一首ノ歌ヲ

ソヘテ納被申候、大猷院様家光德川殊ノ外御感ナサレ、其通ニテ日光ヘツカハサレ候ヨシ、風流ノ

コト、申傳候由、其歌ニ、

北南ソレトモシラズ紫ノ由緒バカリノ末ノフジ原、藤原ノ末ト被致候ハンヤ、但末ノ藤原カ

トテ其時分吟味ニテ究申候、此頃新井氏京都近衛攝政公ヘ侍ヲ越申ニ付、殊ノ外吟味ニテ、私モ

相談ニ入申候、夫ニ付此咄申サレ候、

〔續武家閑談十九〕高敦村木按ずるに、略中寬永十一年、大猷公、家光德川大小名御旗本の系圖を太田

備中守資宗、民部卿法印道春に命じ、是を撰ましめ、日光山東照宮へ御奉納の折柄、清泰院家光德川

女前田高妻、の御方の御吹擧にや、彼左兵衛義治佐々木名家たるを以て、其系譜を倍臣といへども、是を

召寄せて御奉納の列に加へらる、よし、室直清予に物語す、

〔憲教類典二之四〕寬政元癸酉年

諸大名系譜御改ニ付、御書付諸家系譜差出候覺、

一古キ家筋之分は、誰よりと被相違べく候、其以前は書出ニ不及候、

一延寶元年以後、万石以上ニ相成候分は、先祖之由緒并連綿いたし候代々之儀不殘認可被差出

候事、

但分知は家元延寶八年迄は八万石以上ニ而、本家誰代分知、或は家元誰代分流と認候而、遠

祖迄委細書出し候にも不及候、

查數系圖